

修正後	修正前
<p>農業機械化促進法を廃止する等の法律 (農業機械化促進法の廃止)</p> <p>第一条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)は、廃止する。</p> <p>(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)</p> <p>第二条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第十四条第一項第一号中「鑑定」の下に「、検査(農機具に<u>ついての検査に限る。)</u>」を加え、「(次項に規定する業務に該当するものを除く。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。</p> <p>(略)</p>	<p>農業機械化促進法を廃止する等の法律 (農業機械化促進法の廃止)</p> <p>第一条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)は、廃止する。</p> <p>(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)</p> <p>第二条 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第十四条第一項第一号中「鑑定」の下に「、検査」を加え、「(次項に規定する業務に該当するものを除く。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第四条第三項」を「第四条第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。</p> <p>(略)</p>